

広報

みほ

令和5年(2023)

1

No.730

月号

Miho Public Relations



特集

年頭のごあいさつ P 2~3

《写真》
寒暖の陽差し込む霞ヶ浦
(12/20撮影。大山地内にて)

年頭のごあいさつ



美浦村長
中島 栄

新年あけましておめでとうございます。

令和5年の新春を健やかにお迎えのことと心よりお喜び申し上げます。本年も皆さまのご期待に応えられるよう「人と自然が輝くまち 美浦」の村政運営の先頭に立ち、執行部と村議会の総合力を生かし、長い歴史が育んできた美浦村の文化を守りながら、皆さまと共に歩んでまいりたいと存じます。さて、昨年を振り返りますと、一昨年からの変化の年となりました。新型コロナウイルスのパンデミック（世界的大流行）が宣言されてから2年以上が経ち、諸外国では各種規制等を撤廃する中、日本でも経済面の影響を鑑み、国民の行動制限の撤廃や、自治体で自粛していた各種イベントが開催されるようになりました。本村でも、地域の活性化を要望する声が多く寄せられ、3年ぶりとなる「みほ産業文化フェスティバル」や成人式が開催されたほか、小中学校でも、運動会や遠足、修学旅行などのイベントが人数制限などの制約はあるものの行うことができました。政府でも2類相当から5類への感染症法上の分類の見直しを検討するなど、過度に恐れていた時期が終了し、少しづつ日常が戻ってきているのを実感できる1年となりました。

また近年、世界各地で地震や火山噴火などの自然災害が頻発しています。

昨年1月のトンガ海底火山噴火や、9月のメキシコでのマグニチュード7を超える大地震。日本でも3月には、宮城県や福島県で震度6強を観測する地震や、7月の桜島の噴火など災害はいつ起こるか予測するのは非常に困難です。村では想定外の有事にも「備えあれば憂いなし」とするべく、防災行政無線の整備や災害時の備蓄を進めるなど、より一層装備を拡充し、より安心・安全なまちづくりを進めていきたいと思います。皆さんにおかれましても防災意識を高く持ち、いざという時に速やかに行動に移せるよう日頃からの備えをお願いいたします。

全国の町村では少子高齢化が進み、深刻な状況が続いている。しかし、先人たちが守ってきた伝統文化の継承や自然環境の保全は、私たちが担つていかねばなりません。魅力ある地域社会を継続していくためには、住民と行政が手を携え、主体的・自立的に施策を展開していくことが不可欠であり、それが基礎自治体たる美浦村の発展につながります。一昨年から国道125号バイパスの4車線化が進み、昨年の11月末にはトレーニングセンター入口交差点から稲敷市佐倉の県道江戸崎新利根線までの区間が完成するなど、地域交流館周辺への新たな事業展開も見られ、まちづくりの新たな一步を踏み出しております。

今後も「地域主権」の確立に向けて村民の皆さま一人ひとりが村づくりに参加され、「自分たちの村は自分たちで創り守る」を念頭に、眞の豊かさを実感し、魅力ある、活力に満ちた地域社会となるよう最大限努力してまいります。村民が主役の村政へのご支援ご協力を心よりお願い申し上げますと共に、皆さまのご健康とご多幸をお祈り申し上げ、年頭のごあいさつとさせていただきます。

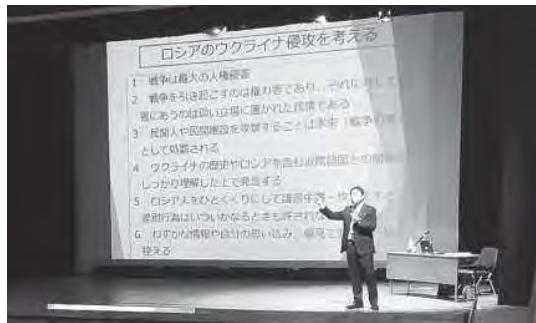
令和五年
新春

むらの話題

地域の話題をお待ちしています
■総務課・広報係
☎ 029-885-0340 (内) 205

人権について考えてみませんか？

「人権問題講演会」を開催



12月4日、中央公民館で美浦村人権講演会「ふつうつて何？」～共に生きる社会をめざして～が開催されました。茨城県教育厅総務企画部総務課人権教育室主査の倉持功氏を講師に迎え、人権問題について分かりやすくご講演いただきました。講演会の最後に映画「ホーム」も上映されました。当日は、85名の方が参加され、茨城県が作成した人権問題啓発活動を強化しています。

権テー（12月10日）を最終日とする人権週間を「人権週間」と定め、昭和24年から毎年各関係機関および団体とともに協力し、全国的に人権啓発活動を強化しています。

美浦村消防団が機械器具点検実施

11月20日、美浦村消防団が機械器具置場点検及び真空ポンプ圧力テストを行い、102名の団員が参加しました。これは、各消防分団に配備する消防ポンプ、消防機械器具等の性能及び付属品の維持管理状況を点検し、資機材の適正管理と、災害等に対する態勢を整えることを目的に実施されたものです。

また同日、木原地区自主防災組織において、いなほ消防署の協力を得て、地区住民による放水訓練を行いました。参加された方は、火災の第1発見者になり、消防署や消防団が到着するまでの時間や、大規模災害時に消防の手が回らない場合など、自分たちの地域を協力して自分たちで守る『自助・共助』のため、火災発生時に対応できるよう、消火栓の開け方や、放水までの手順を熱心に学んでいました。



美浦村週末カフェ感謝祭を開催



11月27日、美浦村週末カフェにおいて、「美浦村週末カフェ感謝祭」が開催されました。今回のイベントは、週末カフェがオープンして1年半の感謝と、今年から二代目地域おこし協力隊として加入した桂典久さんの美味しい食事『かつらめし』を多くの人に知ってほしいとの思いから開催されたものです。

会場では、桂さん特製「美浦村野菜たっぷりモツ煮」の無料配布やチャリティーバザー、ボートでの霞ヶ浦遊覧体験などが行われ、村内外から訪れた多くの人が賑わいました。

※1月～3月は週末カフェは冬季休業となります。

金婚を迎えた

ご夫婦に褒状贈呈



11月16日、めでたく結婚50周年である金婚を迎えたご夫婦のお宅へ、村長と村社会福祉協議会事務局長が訪問し、お祝いの言葉とともに村社会福祉協議会事務局から褒状と記念品が贈られました。

訪問した4組のご夫婦のうち、宮本秀夫さん・富枝さんが夫婦からメッセージをいただき

ました。「妻には、衣食住と健康管理をしてもらつております、とても感謝しています。(秀夫さん)努力家で何事も一生懸命取り組み、私の行動にも協力してくれて、日々尊敬と感謝の気持ちで50年過ごしてきました。(富枝さん)健康管理に努め、皆さんとともに明るく楽しく暮らし、ピンピンコロリンの人生を歩んでいきたいと思います。私たちのために金婚を祝つてくださいました村長様、行政・社協職員の皆様村民の皆様に厚くお礼を申し上げ、心から感謝いたします」。

社協では、今回訪問したご夫婦のほか、7組のご夫婦の金婚をお祝いしました。このたびは金婚おめでとうございます。

国道125号大谷バイパス 美浦一稻敷区間開通



11月30日、国道125号大谷バイパスのうち、美浦村の美浦トレーニング・センター入口の交差点から稻敷市佐倉の県道江戸崎新利根線までの約1.1キロ区間が完成し、午後3時30分より供用が開始されました。供用に先立ち、交通安全祈願式が行われ、道路に置いた「交通安全祈願」の文字を清め、最後にパトカーの先導により通り始めが行われました。

登録有形文化財「小澤家住宅」 見学会を開催しました



11月27日、国登録有形文化財「小澤家住宅」の見学会を開催しました。小澤家住宅は明治時代中期に建てられ、当地域の名主の屋敷構えを今に伝える貴重な民家です。随所にみられる建築技術や歴史的な背景など、ヘリテージマネージャーの池田恵子氏による説明を受け、参加者は大きな関心を寄せていきました。

小倉優実さん、茨城県租税教育推進協議会長賞受賞



11月16日、ザ・ゴルフクラブ竜ヶ崎において税の作文表彰式が開催され、美浦中学校2年の小倉優実さんが、茨城県租税教育推進協議会長賞を受賞されました。表彰式では、中学生や高校生から応募された税に関する作文並びに、高校生から応募された税の標語の優秀作品に対する表彰の贈呈と受賞作の朗読が行われました。

小倉さんは、「こんな素晴らしい賞をいただき、とてもうれしいです。税金は絶対的貧困の子どもを助けるためのものです。住みやすい村にするため、私も助けたいとの思いで書きました。」と語ってくれました。この度の受賞おめでとうございます。

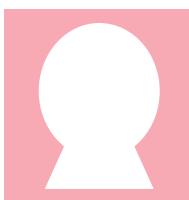
新しい 民生委員・児童委員 を紹介します

■問合せ 福祉介護課社会福祉係 029-885-0340(内)111・112

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域で常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う等、社会福祉増進の役割を担っています。また、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、見守り・子育ての不安・妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う「児童委員」を兼ねています。任期は3年で、令和4年12月1日の改選により新しい任期がスタートしました。

村民の皆さんとのそばにいる今期の民生委員さんをご紹介します。

※今期から土屋二区(二班)と南原地区が分割されて1名増え、29名となりました。



氏名
《担当地区》



大竹 常雄
《信太(須賀・仲妻
・給分・天神台)》



小泉 幾代
《下舟子》



松本 政幸
《山内・八井田
・見晴》



栗葉 兼児
《上舟子》



小野木 秀子
《木原(登宿
・上宿・田中)》



栗山 好夫
《木原(浜・後宿
・山戸丁)》



大槻 保代
《郷中》



沼崎 真知子
《受領》



根本 正則
《大須賀津・茂呂
・桜木・みどり台》



宇津木 昭雄
《布佐東部
・西部・台》



海老原 勉
《布佐南部》



鈴木 浩二
《大谷(石灘
・宮地・余郷)》



山崎 はるみ
《大谷(根古屋
・谷津)》



糠賀 利明
《興津》



清水 富美子
《土屋一区
(一班)》



大谷 茂夫
《土屋一区
(二班)》



出戸 勲
《土屋二区
(一班)》



宮本 徳子
《土屋二区
(二班)》



大塚まち子
《南原》



堀越 安彦
《大塚・谷中
・山王・花見塚》



松本 貢
《根火・牛込
・馬掛》



飯塚 忠雄
《木・定光
・本橋・間野》



中島 猛
《土浦・端山
・馬見山》



村崎 友春
《大山》



高嶋 きみ江
《大山東部》



佐藤 典子
《美駒》



佐藤 ハツエ
《美駒》



中島 宏
《主任児童委員》



山崎 純子
《主任児童委員》

大山湖畔の記憶【第2回】 ～旧制東京医科歯科大学予科～

1946年(昭和21)8月27日、空襲被害の少なかった鹿島海軍航空隊跡地に、旧制東京医科歯科大学予科(本科進学前の基礎課程)が設置されました。(医学部20名、歯学部60名)

終戦から1年、航空隊の隊員と同年代の学生たちが大山湖畔で医歯学の道を歩み始めたのです。

旧制東京医科歯科大学予科1回生の回想

昭和21年9月末、土浦駅から木炭バスに揺られて大谷に到着。米軍から解放された予科(元航空隊)施設の準備が整っておらず、大谷バス停と湖畔の予科の途中にある農協の建物に幾晩か泊まった。

10月に授業開始、軍需品は接收されていたが、教室が置かれた元航空隊庁舎の迷彩色の外壁や、高さ3m以上の飛込台を備えた50mプール、水上飛行機を射出したというカタパルトに圧倒された。

空襲対策で天井板が剥がされたままの南寮(元士官宿舎)の壁には、軍人が書き残した言葉や日本刀掛けがあり、至る所に戦時の名残を感じた。つい一年余り前、決意に満ちた兵(つわもの)共がここに集い護国を誓ったことに思いを馳せると、グランド(元練兵場)に散らばる小石一つにも感慨深いものがあった。

終戦まで将校を養成する陸海軍の学校にいた者も多かったが、1回生としての気概と新たな人生の始まりに、皆大いに意気込んでいた。

食糧事情の悪い時代に工夫して夜食を作り、集って議論したり、寮祭を愉しみ、文武両道、スポーツにも打ち込んだ日々。戦後の解放感もあって実に活気に満ちた学生生活だった。

湖まで打球が届きそうに思えたグランドで日が暮れるまで野球をしたこと、正門脇の吉田屋さんの食事、帰省のたびに大谷のバス停まで歩いて向かう途中で米を買い、担いで帰ったことも懐かしい。



プール・(中央奥)飛込台跡【昭和48年】



南寮(元士官宿舎)【昭和50年】



グランド(元練兵場)【昭和50年】

新制東京医科歯科大学の礎となった旧制予科は昭和25年に大山湖畔の地を離れましたが、併設された診療所は霞ヶ浦分院として残り、平成9年まで結核治療や地域医療に多大な貢献をしました。

[参考文献] 「東京医科歯科大学創立五十年記念誌」「東京医科歯科大学霞ヶ浦分院史」

[取材協力] 東京医科歯科大学名誉教授 岡本良平氏(予科1回生)

[写真提供] 宇田川秀雄氏(元東京医科歯科大学霞ヶ浦分院医師) 問合せ 企画財政課 ☎029-885-0340

みなさまの声をお聞かせください! 美浦村 議会報告会



美浦村議会では、「住民に開かれた議会」「住民参加を促進する議会」「住民に身近な信頼される議会」の実現を目指し、議会報告会を開催します。

テーマ

- ▶ 小学校の統合について
- ▶ 大山湖畔公園について
- ▶ 国道125号バイパスについて
- ▶ 意見交換

2/18(土)

午前10時～正午

中央公民館
大ホール

※調査等が必要な質問については、事前に事務局までお知らせください。
※参加については、事前の申し込みは不要です。



■ 問合せ 議会事務局 ☎029-885-0340 (内) 301・302

男女がともに輝くために

共に輝くみほの会 —美浦村女性行政推進協議会—

問合せ 企画財政課

电话：029-885-0340(内)208

変えていきます。このPTAの役員活動も参画だと思えます。美浦中学校でも、生徒会を中心、自分たちの学校の自分たちのルール(校則)は自分で考えて変えていく取り組み、これこそ参画ではないでしょうか。この様に特別なことではなく、誰でもが携わつており、今後も携わるものだと思います。

「男女が共に」の部分も、役員活動の一つになりますが、

ク委員会」という名称が「子育てネットワーク委員会」と

名称変更になりました。子育ては母親がやるという考え方ら、子育てに携わる全ての方

し昔を思い出すと、私が子ども頃は、中学校では「男子は技術、女子は家庭科」と分かれて学んでいましたが、調

女が共に学ぶ「技術・家庭科」へと変わっていきました。このように時代の流れと共に、自然に参加するようになつています。

私は、大谷小学校で役員活動をやっていますので、PTAで子ども達の為に、「これで良いのか?ここを変えるべきでは?」と意見を交わし合い、今の時代に合ったものを作り

私たちと一緒に活動しませんか？

問合せ
企画財政課

身に沁むや五輪の闇の底はるか

黄落や友との会話止め処無し

共に輝くみほの会・美浦
村女性行政推進協議会・
では活動を共にでくる会
員を、男女問わず募集し
ています。どうぞお気軽
にお声かけください。

薪高く積み奥飛騨の冬支度
ささ竹を振る夫の早や雪払い
凍星や戦禍の子等の笑顔何時
秋の陽やうけて笑えむ磨崖仏
躊躇口つくばいに浮く散り紅葉
川岸は望遠レンズ鳥渡る

この様に身近なものごとを
きつかけに、村民の皆さんとの
まなざしが男女共同参画へと
向いてくだされば幸いです。

「ないのか?」といふ身近な疑問や問題を気楽に語り合う活動を行っていますので、まずは参加から始めてみませんか?

参加だけで終わらせるのでなく、今後また変わつてい

みほ文芸

美術文化祭
里縵大會 兼頤「用・風」

飯塚筑風
石戸葎華
伊藤葉子
井戸賀鈴道
上野八千代
小蘭江久美
門脇悠美
佐藤十枝
篠原美千代
関根秀子
高橋一步
田島草実
塚本夏雲
長谷川悦子
山岡亜子
山岸錦洋
山崎泰弘
市川紀行
海道民子
木澤はしめ
小林美佐恵
高柳幸子
田島早苗
中島輝子
長田敏笑
増尾尚子
松葉統子
宮崎きみ枝
村崎典子
山口美代子

広報みほ 令和5年1月号

村長と区長会との懇談会を実施しました

11月5日、みほふれ愛プラザ研修室において村長と区長会との懇談会を実施しました。多岐にわたる意見や質問等がありましたが、その中でも、現在進めていたる「統合小学校」に関連する質問が多く寄せられました。ここではその一部を抜粋して紹介します。

■問合せ 総務課 ☎ 029-885-0340(内)204



Q. 統合小学校について

美浦村内の小学校統合が進められておりますが、工事および開校に向けた進捗状況をお聞かせください。

A.回答

令和7年4月の統合小学校開校を目指し、現在は次のようにスケジュールで事業を進めています。

①設計関係

令和3年度および令和4年度の2か年で、統合小学校の「基本設計」、「実施設計」の策定を行っています。令和4年11月現在、基本設計の策定が終了しており、令和4年度末までに実施設計の策

定終了を目指しています。

◎統合小学校校舎の概要

▼構造・鉄筋コンクリート
造地下1階、地上造3階
建て

▼延床面積…7040・60m²

②建築工事関係

令和5年度から令和6年度

- ・統合小学校の通学路およびスクールバスの運行に関すること。
- ・統合小学校のPTA組織の運営方針に関すること。及び必要な事項。

③(仮称)統合小学校準備委員会

放課後の学童保育ですが、現在は児童館等にて預かり運用されておりますが、統合された後はどの様な体制での運用をご検討されておりますでしょうか。(新しい児童館の建設や建設場所等)。

Q. 学童保育(児童館)について

令和5年度から令和6年度の2か年で、統合小学校等の建築工事を行う予定としています。工期については、令和5年6月頃～令和7年3月頃を見込んでいます。

①設計関係

令和3年度および令和4年度の2か年で、統合小学校の「基本設計」、「実施設計」の策定を行っています。令和4年11月現在、基本設計の策定が終了しており、令和4年度末までに実施設計の策

A.回答

令和5年度から令和6年度に、次のとおり統合小学校の開校に必要な事項について協議するため、(仮称)美浦村立統合小学校開校準備委員会を設置する予定です。

・統合小学校の名称、校歌、

Q. 小学校跡地について

小学校3校の統合が進んでおりますが、統合後の旧小学校跡地の利用につきまして現時点で決定、または想定され

◎各地区区長の皆さん、懇談会へのご協力ありがとうございました。



A.回答

月に開校した場合、現状のまでの放課後児童クラブ(学童保育)の運営が困難になると見込まれるため、現在、子育て支援課では放課後児童クラブ(学童保育)の整備を進めています。

本村は、児童館を設置して放課後児童クラブ(学童保育)を運営していますが、統合小学校開校に合わせ3つの児童クラブを統合し、1つの放課後児童クラブ(学童保育)を実施するための建物の整備を進めることを計画しています。

■土地および建物の場所

国道125号沿い、美浦中学校の反対側にある工場跡地を設置予定地としました。な

お、このことは、9月の定例会において議員の皆さんに説明させていただき、現在は令和7年4月の開所を目指して整備の具体化を進めている段階となつております。

その後、区長会、村議会議員、教育委員会、商工会、防災機関、金融機関などの代表者を委員とする、(仮称)美浦村学校施設跡地利活用検討委員会を設置し、アンケート等により村民の意見を反映しながら、令和6年度中にそれぞれの地域の特性などを生かした利活用方針を決定することとなります。

なお、公共施設としての利活用が見込めない場合は、公募により民間企業での利活用を検討することとなる予定でございます。

説明いただけますでしょうか。

20歳になったら“国民年金”

■問合せ 国保年金課☎029-885-0340(内)117

国民年金は、老後や、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考え方で作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務づけられています。20歳になった方には、日本年金機構から国民年金加入のお知らせが送付されますのでご確認ください。

国民年金のポイント

と「学生納付猶予制度」

将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません！

国民年金は老後のための老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

納めた保険料の全額が所得から控除されます。親が代わりに保険料を納めた場合は、納めた方が社会保険料控除を受けることができます。

「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

保険料を未納のまま放置すると、年金を受け取ることができない場合があります。また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度のほか、免除制度があります。



国民年金の相談・手続きについて詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧いただくか、役場国保年金課または年金事務所までお問い合わせください。

◎日本年金機構ホームページURL <https://www.nenkin.go.jp/>

◎土浦年金事務所☎029-825-1170



◀日本年金機構HP
QRコード

国民健康保険

■問合せ
国保年金課国保係
☎029-885-0340
(内)116・117

国保の保険給付

国民健康保険(国保)では、対象となる事由に対しても様々な給付を行っており、それを「保険給付」といいます。

医療・療養に対する給付

◇対象となる診療 診察、処置・手術等の治療、薬や治療材料の支給、入院・看護、在宅療養・看護、訪問看護

※入院時の差額ベッド代、患者の希望による保険外診療、歯科診療で特殊な素材を使用した差額診療や自由診療は対象外となります。

◇対象外の診療 保険適用外の治療法、正常分娩、経済的理由による人工中絶、健診、予防注射、労災保険の対象になる場合等

◇制限のあるもの けんか、

- ◆医療費の自己負担割合
未就学児：2割
- 70～74歳：2割（現役並み）
所得者は3割
- 右記以外の方：3割

- 泥酔によるもの、医師や保険者の指示に従わないとき、犯罪や故意によるもの
- 右記以外：40万8千円
- 被保険者が死亡した場合、喪主の方に5万円が支給されます。
- 葬祭費
- 交通事故等のとき
事故等でケガをした場合でも、届出により国保で診療を受けることができます。
- ただし、示談をすると、国保が使えない場合があります。示談の前には必ず国保へ連絡をしましょう。
- 右記以外：42万円

村への申請が必要な給付

保険給付には給付を受けるために被保険者が村へ申請する必要があります。

療養費の支給

やむを得ず保険証を使わなければ受けた診療や、骨折などで柔道整復師の施術を受けた場合、医師が認めたはり

高額療養費の支給

セット等の補装具代、輸血の生血代、旅行中の海外での診療等は、医療費を全額自己負担した後に、申請により自己負担割合に応じた額が支給されます。

限度額適用認定証をご利用ください

- ＊出産育児一時金
被保険者が分娩（妊娠12週以上の死産・流産を含む）したときに次の額が支給されます。
分娩をした医療機関等が産科医療補償制度に加入してい、妊娠22週以上の場合は、認定証を交付出来ない場合があります。
- ＊認定証の交付には、事前に村への申請が必要です。
＊国保税に滞納がある世帯の方には認定証を交付出来ない場合があります。

(仮称)美浦村統合小学校の基本設計が完成しました

村では、村内の小学校を統合する「(仮称)美浦村統合小学校」について、令和7年4月の開校を目指して事業を進めています。

先般、(仮称)美浦村統合小学校の基本設計が完成しましたので、その内容をお知らせします。



外観イメージ

- 建設予定地：美浦中学校の敷地内
- 延床面積：7,040.60m²
- 階 数：地上3階、地下1階建て
- 構 造：鉄筋コンクリート造



◀詳しくは美浦村ホームページ内
『美浦村統合小学校基本設計書(概要版)』
をご覧ください。

◇問合せ 美浦村教育委員会☎029-885-0340

“介護保険”と 所得税の確定申告・村県民税の申告

～介護保険料や介護サービスを利用した際にかかる費用等の一部は、所得控除の対象です～

■問合せ 福祉介護課介護保険係☎029-885-0340(内)113・132・135

■ 介護保険料(1月～12月の1年間分)は、「社会保険料控除」に！

次の書類を提出することによって、社会保険料控除の対象となります。

▶普通徴収の方 窓口支払いの方は領収書。口座振替の方は役場収納課で無料で発行する納付額証明書。

▶特別徴収(年金天引き)の方 年金の源泉徴収票。(令和5年1月下旬に年金支給先から郵送)

■ 要介護認定による障害者認定で、「障害者控除」を！

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちでない場合でも、要介護認定により、障害者(重度)に準ずる高齢者の方は障害者控除を受けることができます。この場合、要介護認定を受けた際の調査記録により障害者控除を受けるための認定書を発行しますので、詳しくは役場福祉介護課へお問い合わせください。

■ おむつ代金は、「医療費控除」に！

医師が発行した「おむつ使用証明書」と領収書を提出することにより、医療費控除の対象となります。

◇次のすべての要件に該当する方については、村が発行する「確認書(無料)」を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

- ・おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降。
- ・要介護認定を受けている。
- ・要介護認定で使用された主治医意見書の作成日が、おむつを使用した当該年(認定期間が13カ月以上の人前年または前々年)であること。
- ・要介護認定で使用された主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が『B1、B2、C1またはC2』」と記載されていて、なおかつ「尿失禁の発生可能性が『あり』」であること。



■ 介護保険サービス利用料も、「医療費控除」に！

介護サービスや介護予防サービスを利用したときの自己負担額は、その一部または全額が医療費控除の対象となる場合があります。なお、医療費控除を受ける際には、事業者発行の領収書が必要になります。

	対象となるサービス	医療費控除の対象になる額
居宅サービス	★訪問看護★訪問リハビリテーション★居宅療養管理指導 ★通所リハビリテーション(デイケア)	<ul style="list-style-type: none"> ・自己負担額(※1) ※通所リハビリテーションの食費も控除対象
	★短期入所療養介護(ショートステイ)	<ul style="list-style-type: none"> ・自己負担額(※1) ・滞在費(居住費)および食費の全額
	訪問介護(生活援助中心型を除く)、訪問入浴介護、通所介護(デイサービス)、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護(ショートステイ)、地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービスを除く)、地域支援事業の通所型サービス(生活援助中心のサービスを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ★のいずれかと併せて利用した場合のみ ・自己負担額(※1) ・滞在費(居住費)および食費は対象外
施設サービス	介護老人保健施設(老人保健施設)、 介護療養型医療施設(療養病床等)、介護医療院	<ul style="list-style-type: none"> ・自己負担額(※1) ・滞在費(居住費)および食費の全額
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 地域密着型介護老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・自己負担額(※1)と、滞在費(居住費)および食費の合計の2分の1

※1…介護サービス費用の1割(一定以上の所得がある方は2割または3割)

※認知症対応型共同生活介護(グループホーム)は医療費控除の対象とはなりません。

※高額介護サービス費により補填された分は、医療費控除の対象とはなりません。

※すべての介護保険サービスについて、特別な居住費、特別な食費は医療費控除の対象とはなりません。

コロナ対策万全に開催します！

MIHO カップリングパーティー

【日 時】 令和5年 2月18日(土) 午後 3時から

【会 場】 L'AUBE Kasumigaura (土浦市川口2-11-31)

【主 催】 美浦村商工会青年部・美浦村

■ 内 容 プロフィール交換、フリータイム等 (クイズイベントもあります)

■ 参 加 費 男性：4,000円 女性：1,000円

■ 参加資格 男性：美浦村在住または在勤で20歳以上の独身の方
女性：20歳以上の独身の方

■ 募集人数 男性：20名 女性：20名

■ 申込締切 2月10日(金) *応募者多数の場合は抽選となります。

■ 申込方法 MIHOカップリングパーティー専用申込フォームから申込みください。
*右記QRコードからアクセスできます。
《お預かりした情報は、当事業以外には使用いたしません。》

■ 問合せ先 美浦村商工会青年部カップリングパーティー事務局 ☎029-885-2250

○ご不明な点はお気軽にお問い合わせください！



申込フォーム



「結婚祝金」制度もあります

◆このカップリングパーティーを機にカップルとなり、先々めでたく成婚となった場合、以下の規定に該当するご夫婦には祝金が交付されます。

結婚成立時点において申請者が1年以上美浦村に在住しており、結婚後も美浦村に在住する場合は、祝金の申請(結婚成立後1年以内)時に祝金10万円交付。以降、婚姻および村内在住が継続している限り、結婚記念日(4回目まで)ごとの申請時に10万円。

※祝金の交付回数は最高5回。合計交付額は最高で50万円です。

美浦村産業後継者結婚促進協議会による「結婚」に関する助成金

美浦村産業後継者結婚促進協議会では、村内の産業後継者の結婚促進対策として『いばらき出会い系サポートセンター（あいあい）入会助成金』や『結婚仲介奨励金』をご用意しております。皆さん、ぜひご活用ください。*一定の要件があります。詳しくは役場総務課にお尋ねください。

いばらき出会い系サポートセンター入会助成金

- ◆申請できる方 一般社団法人いばらき出会い系サポートセンターに入会した方で、申請時点で退会していない方
- ◆申請期限 入会後1年以内
- ◆助成金の額 1万1,000円（1人1回のみ）
- ◆申請方法 交付申請書(役場総務課に配置)により、入会をした本人が申請

結婚仲介奨励金

- ◆申請できる方 仲介等により産業後継者の結婚の馴れ初めをつくった村内在住の方
※営利目的で行う仲介は対象外。
- ◆申請期限 当事者が婚姻届を提出後1年以内
- ◆奨励金の額 一組の仲介につき3万円
- ◆申請方法 交付申請書(役場総務課に配置)により、仲介本人が申請

◆問合せ 美浦村産業後継者結婚促進協議会事務局(役場総務課) ☎029-885-0340(内)205



～所得税の確定申告と村・県民税の申告相談～

今年度も みほふれ 愛 プラザ で実施します

今年度も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、広いスペースが確保できる地域交流館みほふれ愛プラザで実施します。**役場では行いません**ので、ご注意をお願いいたします。

2月16日(木)～3月15日(水)

※土・日・祝日を除く。ただし、
2月26日(日)午前の部は開設します。

午前の部		午後の部	
受付時間	当日午前8時30分～11時00分	受付時間	当日午前8時30分～午後3時00分
相談時間／定員	① 午前8時45分～10時00分／16人	④ 午後1時30分～2時30分／12人	
	② 午前10時00分～11時00分／12人	⑤ 午後2時30分～3時30分／12人	
	③ 午前11時00分～正午／12人	⑥ 午後3時30分～4時00分／6人	

《会場》 地域交流館みほふれ愛プラザ2階研修室（美浦村宮地1211-2）

《受付方法》 2階研修室前の受付名簿の希望の時間帯に名前を記入してください。

※電話等での事前予約は行いません。

- ・相談にかかる時間には個人差があります。申告会場を離れる場合は相談時間を目安にお戻りください。
- ・受付人数が定員に達した場合は、受付時間終了前に受付を終了します。
- ・受付の際に検温を実施します。咳・発熱等の症状のある方は入場をご遠慮いただく場合があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスク着用をお願いします。

申告をする必要のある方

□給与所得者で次に該当する方

- ・勤務先の事業所で年末調整をしていない方
- ・給与以外に所得があった方、または2カ所以上から給与を受けた方

※主たる給与以外の給与、または給与以外の所得(不動産・農業・営業等)が20万円以下の場合には、確定申告は不要ですが、村・県民税の申告は必要です。

□公的年金等を受給されている方で次に該当する方

- ・公的年金収入が400万円を超える方
- ・公的年金等に係る所得以外の所得がある方

※公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、それ以外の所得が20万円（給与収入の場合は75万円、農業・営業等所得の場合は、収入から経費を差し引いた金額が20万円）以下の場合、確定申告は不要ですが、村・県民税の申告は必要です。

□事業所得(農業・営業等)や不動産所得、配当所得、雑所得等がある方

□医療費控除等を受けようとする方

□収入がなくても次の事項に該当する方は村・県民税の申告が必要です（収入または所得0の申告）

- ・所得や扶養等の状況に制限のある公的サービス等を受けるため、証明書等を必要とする方

※申告書を提出されない場合は、非課税証明書等の発行ができません。

- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方

※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の課税や軽減、高額療養費の適用等に必要です。

- ・医療福祉制度(マル福)や児童扶養手当等を受給される方

◎【所得】とは？ ⇒ 収入金額から「必要経費」を差し引いた金額

- ・例① 75万円(給与収入) - 必要経費(給与所得控除) 55万円* = 20万円(給与所得)
- ・例② 400万円(給与収入) - 必要経費(給与所得控除) 124万円* = 276万円(給与所得)

※給与収入の方の必要経費である「給与所得控除」は収入額によって異なります。詳しくは国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1410.htm>)をご覧ください。



国税庁HP



みほふれ愛プラザで相談できない申告

申告会場では、税務署の職員ではなく美浦村役場の職員が相談や申告書の仮収受を行っています。そのため、下記の申告については竜ヶ崎税務署での申告をお願いします。

- ・青色申告、過去分の確定申告、準確定申告（亡くなった方の申告）
- ・土地・建物・株式等の分離課税の申告、ゴルフ会員権や貴金属などの総合譲渡の申告
- ・損益通算および繰越損失額の控除　・雑損控除（災害・盗難による損害等）
- ・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）が1年目の方、または2年目以降で連帯債務の方
- ・国外居住親族等の扶養控除　・消費税、相続税、贈与税の申告
- ・上記以外で申告内容に税務署の判断が必要であると役場職員が判断したもの

申告の際に必要なもの

必要書類を持参されない場合や収支内訳書、医療費控除の明細書の作成が済んでいない場合は、申告相談ができませんのでご注意ください。

対象	必要書類
すべての申告者	<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード <p>※マイナンバーカードをお持ちでない方は下記①②の両方</p> <p>①現住所記載の通知カード、マイナンバー記載の住民票 ※どちらか1つ</p> <p>②運転免許証、パスポート、健康保険証、障害者手帳、在留カード ※いずれか1つ</p> <ul style="list-style-type: none">・申告者本人名義の預貯金口座番号のわかるもの（金融機関・種別・口座番号）・確定申告のお知らせはがき（通知書） <p>※税務署より送付された方はお持ちください。</p>
給与所得者・年金受給者	源泉徴収票、支払調書等、収入の額がわかるもの
事業所得者・農業所得者 ・不動産所得者	収支内訳書 ※必ず事前に作成してお持ちください。
社会保険料控除を受ける方	健康保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、任意継続保険料等の領収書または納付済額証明書
生命保険料・ 地震保険料控除を受ける方	一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料等の控除証明書
寄附金控除を受ける方	ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請された方が申告した場合、特例の適用はできなくなります。寄附金控除を受けるためには、確定申告をするときに全ての受領証明書等、または事業者が発行する年間寄付額が記載された寄附金控除に関する証明書が必要です。
医療費控除を受ける方	<ul style="list-style-type: none">・医療費控除の明細書（ご自身で作成するもの）または医療費通知書（健康保険組合から送付されるもの） <p>※医療費控除の明細書は、医療を受けた人、医療機関・薬局・販売店等ごとに合計します。作成に時間がかかるため、必ず作成を済ませてお持ちください。</p> <ul style="list-style-type: none">・入院費用等、高額療養費や生命保険等で補てんされた場合、その明細書・証明書 <p>※補てんされた金額は支払金額から差し引きます。</p> <p>※明細書を作成するときに使用した各領収書は、申告時に添付・提示は不要ですが、5年間保管してください。税務署などから提示・提出を求められる場合があります。</p>
セルフメディケーション 税制控除を受ける方 ※医療費控除との重複適用 はできません。	<ul style="list-style-type: none">・セルフメディケーション税制の明細書 <p>※必ず事前に作成してお持ちください。</p> <ul style="list-style-type: none">・一定の取組（人間ドック、予防接種、がん検診、定期健康診断等）を行ったことを明らかにする書類（領収書や結果通知表）は、申告時に添付・提示は不要ですが、5年間保管してください。

■問合せ 役場税務課 029-885-0340（内線109・121）、竜ヶ崎税務署 0297-66-1303

令和4年分確定申告に関する 竜ヶ崎税務署からのお知らせ

ご自宅等からスマートフォン・パソコンで確定申告を

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカード対応のスマホ、またはICカードリーダライタを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

また、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、お早めの取得をお願いします。

感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

◎確定申告などに関するお問合せ

- ・国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

◎e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ

- ・e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901
【受付】月～金曜日(土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く)



所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

◇会場 竜ヶ崎税務署 別館1階会議室

◇期間 令和5年 2月1日(水)～3月15日(水)

※土・日・祝日を除きます。ただし、2月19日(日)と2月26日(日)は開場します。

◇時間 相談受付：午前8時30分～午後4時

相談開始：午前9時～

■ 確定申告会場の入場には、当日配付、または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

国税庁LINE公式アカウント⇒



※スマホをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していました。

※確定申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、手指消毒をお願いいたします。

※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をお断りさせていただきます。

※会場には、申告される方おひとりでお越しください。介助を要する等の理由により、複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

※午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。

■問合せ 竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303

新型コロナワクチン接種の 予約は早めに取りましょう



現行の制度でワクチン接種を実施できるのは、令和5年3月31日までです。それ以降については、仮に実施が継続されたとしても対象者等の条件が変更になる可能性があります。ワクチンの接種を希望する方は、令和5年3月31日までに接種を受けましょう。やむを得ない用事や体調不良等でキャンセルせざるを得ない可能性を考えて、なるべく早い日付で予約することをおすすめします。予約方法等は接種券に同封した通知、もしくは美浦村ホームページをご確認ください。

*接種は本人の意思に基づき行われるもので、強制ではありません。

《美浦村内の接種実施医療機関と取扱いワクチン》

		初回接種	追加接種
美浦中央病院	ファイザー (オミクロン株対応2価)	×	○ 12歳以上
みほクリニック	モデルナ (オミクロン株対応2価)	×	○ 15歳以上
はたかわ医院	ファイザー (従来株)	○ 12歳以上	× 取扱なし
	ファイザー (小児用)	○ 5~11歳	○ 5~11歳
	ファイザー (乳幼児)	×	6か月~4歳 受付終了

《年末年始の予約システム停止について》

令和4年12月28日(水)午後5時～令和5年1月4日(水)午前9時まで予約受付を停止します。ご了承ください。

休日当番医				診療時間：午前9時～午後4時 ※都合により当番医を変更することがあります。 お問合せ先：なるしま内科医院 ☎029-869-4820						
1月	15日 (日)	おおつき眼科 角崎クリニック	阿見 稻敷	☎029-843-7272 ☎0297-87-6030	2月	5日 (日)	あべ整形外科 いなしきクリニック	阿見 稻敷	☎029-875-5303 ☎029-892-3372	
	22日 (日)	なるしま内科医院 江戸崎眼科	阿見 稻敷	☎029-869-4820 ☎029-892-0262		11日 (土)	つじ耳鼻咽喉科クリニック 鈴木クリニック	阿見 稻敷	☎029-801-3387 ☎029-892-3640	
	29日 (日)	まつらうイメンズクリニック 宮本病院	阿見 稻敷	☎029-830-5151 ☎0299-79-2114		12日 (日)	市川ファミリークリニック 古橋医院	阿見 稻敷	☎029-843-3301 ☎0299-78-3770	
2月の 乳幼児健診				△対象者の方には、1か月前に通知を 郵送いたします。						
1歳6か月児 2月6日(月) 2歳児歯科 2月13日(月)				△新型コロナウイルス感染防止のため、 日程が変更になる場合があります。						
24時間 救急電話相談 ☎ 子ども #8000 おとな #7119						迷ったら！				

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

『自分だけは大丈夫』と
思っていませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

イヤヤ
188!!

若者向け悪質商法被害防止キャンペーン

若者も被害は

1月から3月までの間「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン」を実施します

インターネット、SNS、スマートフォンやタブレットの利用は低年齢層にも広がっています。そのため、若者がキャッチセールス、マルチ商法やワンクリック請求などのトラブルに巻き込まれる事も少なくありません。被害防止のために美浦村では、成人式や4ヶ月乳幼児健診時の保護者に、啓発資料を配布しています。トラブルに巻き込まれたら、すぐに全国共通・局番なしの188(イヤヤ)消費者ホットラインへお電話を。お近くの消費生活センターにつながります。

食の安心安全センター研修



ピザを作りましょう

ピザを作り、お持ち帰りいただきます。

- ▶日 時 1月28日(土)午前10時～正午
- ▶参加費 500円



味噌を作りましょう

2kg弱の味噌を作り、お持ち帰りいただきます。

- ▶日 時 1月29日(日)午前10時～正午
- ▶参加費 1,000円

《共通事項》

- ◇会 場 美浦村中央公民館調理室
- ◇募集人数 各10名
- ◇持 ち 物 エプロン、三角巾、マスク、味噌作りに参加される方は味噌を入れる容器とゴム手袋
- ◇申込方法 村消費生活センターまでお申込みください（☎029-885-7141）

※広報紙がお手元に届く日が均一でないので、先着順ではなく食の安心安全センター研修等に初めて参加される方を優先させていただきます。

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場1階西側（収納課奥）
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141（直通）
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください)
- ◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎188※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379



美浦村子育て情報

問合せ

子育て支援センター(みほふれ愛プラザ内) 029-885-6511 * 午前9時30分～午後6時(水曜・日曜・祝日休業)



お散歩や公園遊びも楽しいけど、たまにはのんびり過ごしたい・・・
でも、家の中で何をして過ごしたらいいのかわからない・・・

子どもと楽しむ遊びのヒント

～おうちにあるもので楽しもう～



◆シーツブランコ

シーツやバスタオルの中央に子どもを寝かせ、両端をそれぞれ大人が持ち、ブランコのように優しく揺らします。(大人が2人以上いる時に遊びましょう。)

◇お布団登り

布団を、崩れないように気を付けながら積み上げて、ハイハイのように手をついて登り下りします。

◆ふわふわボール

ビニール袋の中に、小さく切った折り紙や包装紙などを入れます。空気を入れて膨らませ、口を輪ゴムでしばって、投げたり転がしたりして遊びます。輪ゴムを2～3本つなげてヨーヨーにしても面白いですよ。

子育てひろばのご案内

☆子育て支援センターでは、人数と時間(最大2時間まで)の制限をしています。
利用したい方は事前に電話予約をしてください。

ぴよ：ぴよぴよサロン

◇対象 2か月～1歳3か月児・妊婦さん

木曜日 午前10時～11時30分

★月に一度、保健師・助産師・栄養士による
「育児相談(育)」を行います。

よち：よちよちルーム

◇対象 1歳児 (R2.4.2～R3.4.1生)

火曜日 午前10時～11時30分

エン：エンジョイ子育て

◇対象 2歳児 (H31.4.2～R2.4.1生)

金曜日 午前10時～11時30分

よみ：読み聞かせ

◇対象 未就学児

第1土曜日 午前11時～11時20分

2月のおもちゃ図書館はお休みです

2月の子育てひろば

日	月	火	水	木	金	土
			1 休	2 ぴよ	3 エン	4 よみ
5 休	6	7 よち	8 休	9 ぴよ <small>(育)</small>	10 エン	11 休
12 休	13	14 よち	15 休	16 ぴよ	17 エン	18
19 休	20	21 よち	22 休	23 休	24 エン	25
26 休	27	28 よち				

ご利用の際は、お子さまの対象となるひろばをホームページや子育てカレンダーでご確認ください。状況によって子育てひろばの内容を変更する場合があります。また、おもちゃの消毒を徹底しておりますので、利用時間は午前9時30分から午後5時までとさせていただきます。皆さまのご理解ご協力をお願いします。



図書室便り

■問合せ

中央公民館図書室 029-885-8442

■インターネット蔵書検索

パソコン <https://www.lics-saas.nexs-service.jp/miholib/webopac/index.do>

スマートフォン <https://www.lics-saas.nexs-service.jp/miholib/spopac/index.do>



■開室時間 午前9時～午後5時（水曜日のみ午後7時まで延長・閲覧室は午後5時まで）

令和5年度 図書ボランティア募集

図書ボランティアを募集いたします。登録をご希望の方は、図書室備え付けの「図書ボランティア登録用紙」にご記入のうえ、職員にご提出ください。

申込期間 令和5年1月4日(水)～2月24日(金)

活動内容 本棚の整理・清掃・図書室事業の手伝い

※応募者多数の場合は、抽選とさせていただく場合がございます。

※登録用紙をご提出いただいた方に、登録確認のメールを2月28日(火)頃送信いたします。なお、応募者多数により抽選となった場合は抽選結果を含みます。

2月の図書室カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6 <small>休</small>	7	8	9	10	11 <small>休</small>
12	13 <small>休</small>	14	15	16	17	18
19	20 <small>休</small>	21	22	23 <small>休</small>	24	25
26	27 <small>休</small>	28 <small>休</small>				

※月曜・祝日・毎月最終火曜日は休室

ぬいぐるみのおとまり会



ぬいぐるみと一緒にお話し会に参加したあと、ぬいぐるみが図書室でお泊りします。

《日時》 2月18日(土)午前11時30分～
お預かり 中央公民館1階 創作室

お迎え 2月19日(日)午前9時～午後4時30分
中央公民館1階 図書室

《定員》10名（村内在住、利用者カードをお持ちの未就学児～小学生）

※一晩お手元になくても大丈夫なぬいぐるみとご参加ください。

※利用者カードをお持ちでない方は、申込時に作成をお願いいたします。

《申込》1月4日(水)午前9時～22日(日)午後4時30分
中央公民館図書室カウンター

※応募が定員を越えた場合は抽選を行います。

※申し込みをされた方を対象に、1月31日(火)にメールをお送りします。なお、抽選となった場合は抽選結果を含みます。

お話し会



お話し会「大空の会」の皆さんによるお話し会を行います。

読んでほしい本がありましたら、当日でも構いませんのでリクエストしてください。自宅の本の持ち込みも可能です。

日時 1月21日(土)午前11時～
会場 中央公民館1階 ロビー

ブックスタート



ブックスタートとは、地域や家族みんなで赤ちゃんが絵本と出会える環境作りを応援する運動です。健診の待ち時間に、かわいい絵本の入った「ブックスタート・パック」をお渡ししています。

日時 1月23日(月)午後1時～
会場 美浦村保健センター
対象 4ヶ月児健診を受診する親子

開室時間およびイベント等については、新型コロナウイルス感染症対策の状況に応じて変更・中止になることがあります。

最新の情報につきましては、村公式ホームページをご確認いただか、図書室までお問合せください。

新着図書案内は、中央公民館・役場・みほふれ愛プラザ・こもれび森のイバライド（稻敷市）にて配布しています。

～令和3年度一般会計・特別会計決算の状況～

▼一般会計

(単位：千円)

歳 入			歳 出		
項 目	収入済額	構成比	項 目	支出済額	構成比
分賦金及び負担金	3,804,960	91.2%	議 会 費	1,288	0.0%
使用料及び手数料	8,584	0.2%	総 務 費	155,059	3.8%
国 庫 支 出 金	85,804	2.1%	消 防 費	3,720,632	90.5%
県 支 出 金	12,685	0.3%	公 債 費	234,459	5.7%
財 産 収 入	6	0.0%	予 備 費	0	—
寄 附 金	0	—			
繰 入 金	0	—			
繰 越 金	53,628	1.3%			
諸 収 入	3,638	0.1%			
組 合 債	201,000	4.8%			
歳 入 合 計	4,170,305	100.0%	歳 出 合 計	4,111,438	100.0%

▼特別会計

(単位：千円)

会 計 名	歳 入	歳 出
水防事業特別会計	12,054	11,331

～令和4年度一般会計・特別会計の執行状況(4月～9月)～ (単位：千円)

会 計 名	予算額	歳 入		歳 出	
		収入済額	収入率	支出済額	支出率
一 般 会 計	4,219,475	2,578,795	61.1%	1,814,317	43.0%
水防事業特別会計	10,860	8,075	74.4%	4,931	45.4%

□問合せ 稲敷地方広域市町村圏事務組合事務局管理課☎0297-64-3741

～令和3年度一般会計決算の状況～

(単位：千円)

歳 入			歳 出		
項 目	決算額	割合	項 目	決算額	割合
分担金及び負担金	345,542	88.5%	議 会 費	1,626	0.4%
使用料及び手数料	24,058	6.2%	総 務 費	144,154	39.3%
財 産 収 入	37	0.0%	衛 生 費	221,357	60.3%
繰 越 金	20,691	5.3%	予 備 費	0	—
諸 収 入	74	0.0%			
歳 入 合 計	390,402	100.0%	歳 出 合 計	367,137	100.0%

～令和4年度一般会計の執行状況(4月～9月)～

(単位：千円)

会 計 名	予算額	歳 入		歳 出	
		収入済額	収入率	支出済額	支出率
一 般 会 計	395,670	202,955	51.3%	146,387	37.0%

□問合せ 龍ヶ崎地方衛生組合☎0297-64-1144

◇集合・解散場所 木原多目

さわやかな冬
の空気に包まれ
た、霞ヶ浦湖畔
を散策してみま
せんか。

◇日時 2月25日(土)午前8時受付



霞ヶ浦湖畔ウォーキング参加者募集



※小学生は保護者同伴
◇募集人数 100名(定員)

木原、舟子地内を回って戻る約10kmのコースです。※ゆっくり歩いて3時間程度

◇問合せ 土浦年金事務所 029-8225-1170

内であれば、さかのばつて保険料を納めることができます。申込みには、いくつか注意事項がありますので、詳しくは役場国保年金課または年金事務所へお問い合わせください。

的集会施設（農林漁業者トレーニングセンター）

的集合施設（農林漁業
レーニングセンター）
◇コース 木原地区多目的

本紙に掲載されている行事・イベント等については新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、**延期**や**中止**になる場合があります。開催に関する問合せは各問合せ先までお願ひします。

国民年金保険料の追納をおすすめします

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取れる年金額が少なくなります。

そこで、将来受け取れる年金額を増やすために、10年以内であれば、さかのぼって保

凍結路面における停止距離は、スタッドレスタイヤを装着していても、時速40キロで78・7mとなり、乾燥路面の7・9mと比べて、10倍も長めとなる場合もあります。長めの車間距離と早めの減速を心がけましょう。

令和4年1月6日には美浦村でも積雪しましたが、翌7日の朝方までに、茨城県内で500件以上のスリップ事故が発生しています。また、雪による立ち往生等が例年報道されていますが、積雪時にノーマルタイヤでの走行により発生した立ち往生は人災とも言えます。立ち往生して他の車両に危険を及ぼさないためにも、積雪時のノーマルタイヤでの運転はやめましょう。

◇ 反則金が課されます
積雪または凍結している道路を、スタッフドレスタイルやチェーン等を用いずに走行すると法令違反になることをご存じですか。沖縄県を除くすべての都道府県で、道路交통法施行細則等により規定されています。積雪時にノーマルタイヤで走行すると、スリップやスタックが発生して危険なだけでなく、法令違反となり反則金も課されます。

雪道でノーマルタイヤは
法令違反です

ワンポイント防災情報 43

(廣告欄)

東洋開発(株)グループ 太陽光発電所草刈清掃管理会社
トヨークリーン産業株式会社

◎草刈りのご用命はトヨークリーンへ!

(耕作放棄地・空き地・宅地等の墓刈、伐採)

美浦村信太2627-1(ファミリーマートトレセン前店裏)

029-886-9991

美浦村競争入札参加資格審査定期受付(物品・役務等)

令和5・6年度に美浦村が発注する物品・役務等の競争入札参加資格審査申請の定期受付を行いますので、希望者は次の要領で申請書を提出してください。

※令和3・4年度分より、建設工事および建設コンサルタント業務の入札参加資格審査については、茨城県および参加市町村で実施する「茨城県入札参加資格申請」により受付を行いますので、今回の受付の対象外となります。

◇受付期間 2月1日(水)～28日(火)

※当該消印有効

広報みほに広告を掲載しませんか?

◇募集期間

1月31日(火)

◇募集対象 事業の広告(イベント等の告知も可)

◇規格・予定枚数 ①②共通
サイズ・縦40mm×横85mm

①裏表紙下段(カラーペン)…2枚
②表・裏表紙以外の下段(モノクロ)…6枚

◇掲載料 ①5万円／年②3万円／年

◇掲載期間 令和5年4月号

◇受付・問合せ 役場企画財政課

住宅・土地統計調査

令和5年度実施の「令和5年住宅・土地統計調査」(総務省統計局所管)を円滑かつ正確に実施するため、2月14日までの間に、茨城県知事が任命した指導員が調査区域を巡回し、住戸の数・所在等を確認します。確認中に疑義が生じた場合は、お住まいの皆さんに伺うことがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

◇問合せ 役場企画財政課

◇発行部数 毎号5500部
から翌年3月号

◇決定方法 申し込み多数の場合は村内の企業等を優先とした上で、抽選を実施して決定します。

※その他、詳細については村ホームページをご覧いただくか、役場総務課までお問い合わせください。

◇申込・問合せ 役場総務課

県障害者スポーツ大会 「個人競技」参加者募集

5月に開催予定の令和5年度茨城県障害者スポーツ大会「個人競技」への参加希望者を募集しています。申込方法等の詳細については、県障害福祉課ホームページ(<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/7-3.html>)に掲載いたしますので、ご確認のうえ、役場福祉介護課、施設、学校でお申し込みください。詳細については、茨城県障害者スポーツ・文化協会までお問い合わせ願います。



令和4年度住民税非課税世帯等への 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の手続き はお済みですか?

受付期間がまもなく終了します。

対象になると思われる世帯には、11月に確認書をお送りしています。お手元に届いた世帯の世帯主の方は、必要事項を記入のうえ、**1月31日(火)まで**に返送をお願いいたします。

■問合せ 福祉介護課 029-885-0340 (内線) 114

(広告欄)

お住まいの塗り替えをする前に、聞きたい!知りたい!予備知識!をご紹介
「屋根・外壁塗り替えセミナー」のお知らせ

開催① 1/15日・29日 みほふれ愛プラザ 研修室 時間 [全日共通] 10:00～12:00(受付9:45～)
開催② 1/22日 本郷ふれあいセンター 会議室 定員 各20名 参加費 無料 (要予約)

※新型コロナウイルス感染症対策として、座席間隔は一定の間隔をあけて開催いたします。
●お問い合わせ受付時間 9時～18時 ※当日のセミナー映像は2021年8月に撮影した映像です。

主催 (一社)市民講座運営委員会|東京都千代田区富士見1-6-1-10F
協賛 プロタイムズ稻敷店|茨城県稻敷市佐倉3278
☎ 0120-689-419

Ito construction Co.,Ltd.
株式会社 伊藤建設

次世代に誇れる仕事
地域環境と人にやさしいモノづくりで
みなさまの暮らしに貢献いたします

〒300-0413
美浦村大谷453-1
☎ 029-885-0239
Fax 029-885-1160
<http://itou-miho.co.jp/>

最低賃金と特定(産業別)最低賃金改正

茨城県内で働く労働者とその使用者に適用される最低賃金が、次のとおり改正されました。

○ 茨城県最低賃金 911円
効力発生日 令和4年10月1日

○ 茨城県特定最低賃金
▼ 鉄鋼業／1004円／効力発生日 令和4年12月31日
▼ はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業(機械器具製造業等)／964円／効力発生日 令

▼ 各種商品小売業／911円
改正なし(令和4年10月1日から茨城県最低賃金が適用)

61円／効力発生日 令和4年12月31日

同部分品製造業(電気・精密機械器具等製造業)／911円
情報通信機械器具、時計・電子回路、電気機械器具、

和4年12月31日

▼ 計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・

対象となります。茨城県警察では、不法滞在外国人や悪質雇用者の検挙・摘発を進めています。外国人を雇用するとときは、パスポート、在留カード等で在留資格の確認をお願いします。不法滞在外国人や悪質雇用主に関する情報は、稲敷警察署または東京出入国在留管理局までお知らせください。

◇ 問合せ 稲敷警察署 029-893-10110
9-893-10110

稻敷地方広域市町村圏事務組合競争入札参加資格審査申請受付

茨城県では、コロナ禍から回復が遅れ、価格転嫁も進まないこと等により、売上高(事業収入)が減少し、経営環境が特に悪化している事業者(中小企業、農林水産業者、農業法人、認定農業者等)を応援するため、臨時応援金を支給します。

稲敷地方広域市町村圏事務組合では、令和5年5月1日から令和7年3月31日までに発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品購入及び役務提供などの競争入札参加資格審査申請の受け付けを行います。入札参加希望者は、必ず資格審査を受けて下さい。なお、詳細については、当組合ホームページに掲載しています。



◇ 受付期間 2月1日(水)
3月17日(金)

◇ 申請期限 1月31日(火)

◇ 支給額 一律10万円

◇ 申請方法 一般書留又は簡易書留による郵送とします。

外国人の不法就労防止にご協力をお願いします

外国人の不法就労は、法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の

◇ 受付・問合せ 稲敷地方広域市町村圏事務組合事務局管理課 029-7164-3741、ホームページ(<http://www.inashiki-koukij.jp>)

茨城県事業継続臨時応援金

茨城県では、コロナ禍からの回復が遅れ、価格転嫁も進まないこと等により、売上高(事業収入)が減少し、経営環境が特に悪化している事業者(中小企業、農林水産業者、農業法人、認定農業者等)を応援するため、臨時応援金を支給します。

稲敷地方広域市町村圏事務組合では、令和5年5月1日から令和7年3月31日までに発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品購入及び役務提供などの競争入札参加資格審査申請の受け付けを行います。入札参加希望者は、必ず資格審査を受けて下さい。なお、詳細については、当組合ホームページに掲載しています。

◇ 申請方法 一般書留又は簡易書留による郵送とします。

外国人の不法就労は、法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の

(広告欄)

相続・土地・農地・

建設業許可・経営事項審査の手続き代行します！



行政書士 桑名宏 事務所

美浦村木原2956
TEL 029-885-0316

屋根工事・塗装工事はお任せください！



代表 029-846-1190

▶無料点検・無料見積り実施中！
▶自然災害にも対応しています！

県知事許可(般-30)第36562

株式会社コタジマ総建

〒300-1204 牛久市岡見町2605-8



このQRコードは当社のH.Pです！
スマートフォンのカメラでも読み込み可能！

県民交通災害共済

2月1日(水)から令和5年度の加入受付を行います。詳細についてはチラシ(広報本号とともに各戸配布および役場生活安全課窓口に配置)をご覧ください。

◇共済掛金 大人900円、

4月1日現在で中学生以下の方500円

◇共済期間 4月1日～令和6年3月31日

◇対象となる交通事故 共済期間中に国内の道路上で起きた死傷事故

◇申込方法 掛金を持参の上、役場生活安全課窓口までお越し下さい。

※申請書を記入する必要はありません。

◇問合せ 役場生活安全課

常陽銀行年金無料相談

常陽銀行委託の社会保険労務士が無料で相談に応じます。

◇開催日 1月24日(火)午前10時～11時30分、午後0時30分～3時

※要予約



◇会場 常陽銀行美浦リテールステーション
◇予約・問合せ 常陽銀行美浦リテールステーション ☎ 029-885-2915

村立小中学校へ 善意

○稻敷地区更生保護女性の会様
○陶美様 5000円
○匿名1件 玄米60kg

社会福祉協議会へ

○匿名1件 2万円
◇ありがとうございました

選挙のお知らせ

美浦村長選挙

美浦村議會議員一般選挙

▶投票日 4月23日(日)

▶告示日 4月18日(火)

選挙に関するお問い合わせは、美浦村選挙管理委員会(役場総務課内 ☎ 029-885-0340 内線203)までお願いします。

(広告欄)

不動産 売買・賃貸・管理

すずなり

(株)鈴生ハウジング ☎ 0120-691-609

美浦村金融団



常陽銀行 美浦支店
筑波銀行 美浦支店

公共機関等お問合せ一覧

美浦村役場 ☎029-885-0340
みほふれ愛プラザ ☎029-885-6511
子育て支援センター 同上プラザ内
中央公民館 ☎029-885-4451
中央公民館図書室 ☎029-885-8442
文化財センター ☎029-886-0291
光と風の丘公園 ☎029-885-6711
保健センター ☎029-885-1889
美浦水処理センター ☎029-885-0720
大谷時計台児童館 ☎029-885-0597
木原城山児童館 ☎029-885-1064
大谷保育所 ☎029-885-1549
木原保育所 ☎029-885-4488
社会福祉協議会 ☎029-885-0038
デイサービスセンター ☎029-885-8885
老人福祉センター ☎029-885-7080
シルバー人材センター ☎029-886-0007
消費生活センター ☎029-885-7141
美浦村商工会 ☎029-885-2250

防災行政無線の放送内容の自動電話案内サービス

放送内容が聞き取りにくかった場合、音声で放送内容を確認できます。

☎ 029-885-0010

美浦村防災メール

災害等に関する緊急情報等をメールで受け取ることができます。ホームページか、右のQRコードから登録できます。



1月の納税

納期限は1月31日(火)です。

村 県 民 税 (4期)
国 民 健 康 保 険 税 (7期)
介 護 保 険 料 (7期)
後期高齢者医療保険料 (7期)



設置義務です！

住宅用火災警報器を設置しましょう！

各種相談

弁護士による法律相談	日時 2月22日(水)午後1時30分～4時 ※2月1日(水)午前8時30分より申込受付。
心配ごと相談	日時 2月6日(月)、20日(月) 午後1時～3時 ※予約は随時受付。
美浦村社会福祉協議会主催	申込 社会福祉協議会 ☎029-885-0038 会場 老人福祉センター ☎029-885-7080
教育相談 美浦村教育相談センター	学校生活、子育てなどで悩みがあるときはご相談ください。 ▶電話相談・来所相談・訪問相談 開所時間 月～金曜日※祝日を除く 午前9時～午後5時 相談・予約 光と風の丘公園クラブハウス内 ☎・㈹ 029-885-7788
行政相談 (予約不要)	国の仕事のことなどで困ったときはご相談ください。 日時 1月27日(金)午前10時～正午 会場 役場1階住民相談室
障がい者相談 (予約不要)	身体・知的障がい者やご家族の悩み事等何でもご相談に応じます。 日時 1月16日(月)、2月13日(月) 午後1時～3時 会場 みほふれ愛プラザ
みんなの人権 110番	さまざまな人権問題に関する相談 ☎0570-003-110 ※平日午前8時30分～午後5時15分
子どもの人権 110番	いじめ・虐待など子どもの人権相談（通話無料） ☎0120-007-110 ※平日午前8時30分～午後5時15分
女性の人権 ホットライン	セクハラ・家庭内暴力など女性の人権相談 ☎0570-070-810 ※平日午前8時30分～午後5時15分
インターネット人権相談	様々な人権問題に関するインターネット人権相談 https://www.jinken.go.jp/

平日、住民課窓口に来られない方へ

○住民課窓口時間延長

毎月第2・第4水曜日の午後5時15分～7時に実施します。

▶1月・2月の実施日 1月11日・25日、2月8日・22日

▶取扱業務 各種証明書の発行、印鑑登録、パスポートの交付、戸籍届書の預かり、マイナンバー(個人番号)カードの交付、電子証明書の更新

※転入・転出・転居等の住民登録業務は取扱いできません。

○住民票の写し・印鑑登録証明書の休日交付（電話予約）

事前に平日・午前8時30分～午後5時までに電話予約をいたたくと、土・日・祝日に証明書を受け取ることができます。

※ご予約の際は証明書を受け取りにくる方がお電話ください。

○マイナンバーカードの休日交付申請サポート（電話予約）

村内在住の方を対象に、写真撮影から申請をサポートします。

▶1月・2月の実施日時 1月8日(日)・2月12日(日)

午前8時30分～午後0時30分

※出来上がったマイナンバーカードは原則郵送します。

※初めての申請の方は、無料で発行できます。

◇問合せ 役場住民課

地域おこし協力隊 活動報告 No.2

桂典久さんが、美浦村の2代目となる地域おこし協力隊として令和4年6月に着任して約半年がたちました。『美浦村の農水産品を食材とした料理による地域活性化』を活動テーマとしながら、行政ではできない柔軟な地域おこし策を展開しています。



こんにちは。2代目美浦村地域おこし協力隊の桂典久です。

私は、初代協力隊である村川夫妻が営む美浦村週末カフェのお手伝いをさせて頂いた際に、美浦村の文化や魅力の発信基地の役割をされている姿に感銘を受けました。その後、ご縁があり2代目の地域おこし協力隊として応募をさせて頂き、採用されてから早くも半年が経ちました。

現在では、これまでの飲食店などでの経験を活かし、美浦村週末カフェに県内外から来られるお客様に、村の特産品を『ランチ』という形で調理提供させて頂いています。

ありがとうございますに、多くの旬野菜や湖産物を食べてもらい、少しずつですがリピーターのお客様も増えてきて、『どこで購入できるの?』などのお問い合わせも増えてきました。また、カフェが営業していない平日は、村内の農家さんにお邪魔し、旬の野菜の美味しい調理法を教わったり、大山地区の漁師さんの漁に同行したりなど、今まで出来なかつた経験をたくさんさせて頂いています。

今後はこのような貴重な経験を、私の言葉で多くの人に発信し、美浦村の魅力を多くの人に知ってもらえるきっかけになればと考えています。



最後に、私は、おいしさのひとつとして野菜など作られている方の物語、作られるまでのエピソードなどを伝える事を大切にしています。村内の生産者の方々のそのような物語を、私に教えて下さい。皆様のエピソードと共に、美味しく調理をさせて頂き、美浦村内外の人間に食べて頂き美浦村ファンを作りたいです。まだまだ皆さんのお話を聞かせてください。

2代目美浦村地域おこし協力隊 桂典久



無料アプリ『マチイロ』で 「広報みほ」と「議会だよりみほ」が読みます

■問合せ 役場総務課



「広報みほ」と「議会だよりみほ」をより多くの皆さまに提供できるよう、スマートフォン用アプリ『マチイロ』(運営：株式会社ジチタイワークス / 福岡市)を導入しています。

利用方法

- ①「マチイロ」のホームページ (<https://machihiro.town>)、もしくは右の二次元コードから専用アプリをダウンロードしてください。
- ②「お住まいの地域」で「茨城県美浦村」を登録してください



*アプリは無料ですが、アプリのダウンロードや情報の受信には、通信料が発生する場合がありますのでご注意ください。

HASHIMOTO 各種産業用ねじりブラシ専門製造
株式会社 橋本ブラシ製作所

T300-0425
茨城県稲敷郡美浦村興津1133-6
TEL:029-885-5125 FAX:029-885-7738
E-mail:info@hsmt-brush.co.jp URL <http://www.hsmt-brush.co.jp>

家族葬のセレモニー博善

美浦セレモニーホール / 家族葬会館 震風



相談だけでも
お気軽に！

029-885-3085 美浦村受領875-1
カスミ美浦店、美浦中央病院そば

